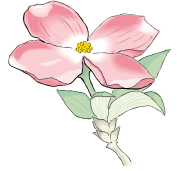


人権ひろば



心のつながりすてきな笑顔
発達障害について正しい理解を

発達障害という言葉を最近よく耳にするようになってきましたが、正しい理解には至っていないようです。

発達障害の特性には強すぎるこだわりや、修正のきかないパターン化した行動、一方通行の会話、人の気持ちのくみ取りにくさなどがあり、これらが強すぎると社会生活が困難となる場合があります。また、日常生活の中で、できる事とできない事の差が激しいことから、わがまま・努力不足と誤解されたり、親のしつけの問題と思われがちです。

発達障害の原因については明らかにされていない部分もありますが、脳の機能障害によるものと考えられています。

発達障害の特性や状態に応じた、早期からの適切な支援や周囲の正しい理解によって、地域社会の中で自分らしく生活することが可能となります。

人権標語

(高校2年生の作品)

大切に 相手の心と 自分の心

子ども発達総合相談室

とき 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9時30分～16時30分

ところ サン・シープラザ(3階)

※事前に予約が必要です。

申し込み先 保健福祉課(☎0848・67・6061 ☎0848・67・5934)

★人権ひろばは、来年度から新シリーズで掲載します。

市では、18歳未満の子どもとその保護者を対象に、発達相談を行なっています。友達と上手に関われない、よく動き回る、学校での学習や生活について気になるなど、心配事について専門家が相談に応じます。気軽に利用してください。

障害のあるなしにかかわらず、誰もが自分らしさを発揮でき、お互いを認め合えることのできる社会をめざしていきましょう。

(人権啓発広報編集委員会)

消費生活相談

83

劇場型勧誘にだまされて
大金を支払ってしまった

《相談内容》

ある日、A社から風力発電施設の権利に関する案内が届き、一口100万円で配当金ももらえるという書状があった。その数日後、B社から電話があり「A社から出資案内が来ていないか? 選ばれて送付された人しか購入できないので、立て替えて購入して欲しい。お礼も含めてお金は2、3日後に入金する」と言われた。お礼がもらえるならとA社に100万円を支払った。しかし、数日待ってもB社からの入金がなく、電話もつながらず、A社にも連絡がつかなくなった。

《アドバイス》

相談者には投資をかたった劇場型勧誘であることを説明し、警察に相談するよう勧めました。

ある販売業者が提供する商品や権利などを、勧誘業者が消費者の利益になるかのような説明で、契約させる劇場型勧誘のトラブルが後を絶ちません。一度お金を払ってしまうと、取り

戻すことは非常に困難です。劇場型勧誘は、高齢者が被害に遭うケースが非常に目立ちます。高齢者が無口になる、借金を申し込んでくるなど、日常生活に変化がないか、日頃から気を付けてあげてください。



★消費生活相談は、来年度から新シリーズで掲載します。

消費生活センター

☎0848・67・6410

相談員が、消費生活の困り事の解決策と一緒に考えます。

とき 11日を除く月～金曜日

9時～12時、13時～16時

ところ 市役所本庁5階

※電話相談も可能です。

【巡回相談予約制】

とき 8日(金)・15日(金)・22日

(金)14時～16時

ところ 本郷・久井・大和支所

申し込み 相談日の前日まで

に消費生活センターまたは

商工振興課(☎0848・67・

6072)へ